

令和2年3月9日

保護者各位

寄居町教育委員会 教育長 轟 和 男

臨時休業に伴う令和2年3月分給食費の取り扱いについて（お願い）

日ごろ、学校給食の運営に格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業に伴う学校給食の中止に関し、3月分の給食費につきまして、下記のとおり取り扱いたいと存じますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. **3月分給食費の減額と納付金額**

（*寄居町立学校給食センター設置に関する条例施行規則第10条に規定あり

→減額は、給食費年額を給食回数で割った日割額を、食べなかった日数にかけて算出）

①**小学1～6年生**

月額4,000円の内→**減額3,585円（3月分給食費：415円）**

（1年生）

小学校年額43,280円÷給食回数181回＝1回当たり単価239円

（2～6年生）

小学校年額44,000円÷給食回数184回＝1回当たり単価239円

3月喫食しない15回の給食費減額分：単価239円×15日＝**3,585円**

②**中学1～2年生**

月額5,000円の内→**減額4,500円（3月分給食費：500円）**

中学生年額55,000円÷給食回数183回＝1回当たり単価300円

3月喫食しない15回の給食費減額分：単価300円×15日＝**4,500円**

③ 中学3年生

月額2,900円(3月分)の内→減額2,700円(3月分給食費:200円)

中学3年生年額52,900円÷給食回数176回=1回当たり単価300円
3月喫食しない9回の給食費減額分:単価300円×9日=2,700円

2 **3月分給食費の納付済者への返金と未納者への納付依頼**

① 小学1～6年生

【納付済者への返金】

給食費会計から学校口座へ返金

(返金額3,585円→学校口座にて預り、進級後の4月分に充当

→月額不足分の415円を徴収)

*小学6年生分は、原則、小学校から進学先の中学校口座へ送金して4月分に充当

【未納者への納付依頼】

納付金額:415円(3月分給食費)

② 中学1～2年生

【納付済者への返金】

給食費会計から学校口座へ返金

(返金額4,500円→学校口座にて預り、進級後の4月分に充当

→月額不足分の500円を徴収)

【未納者への納付依頼】

納付金額:500円(3月分給食費)

③ 中学3年生

【納付済者への返金】

(返金額2,700円→返金について各学校より別途通知)

【未納者への納付依頼】

納付金額:200円(3月分給食費)

*その他の給食費未納分がありましたら、納付くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

寄居町立学校給食センター

電話581-2139